

古今秘寶

古今秘笈

(非 売 品)

ノートルダム 古典叢書第八回配本「古今私秘叢」  
清心女子大学

昭和四十五年五月十一日発行

刊行責任者 シスター・セント・ジョン

翻刻責任者 赤 羽 淑

発 行 所 岡山市伊福町二丁目一六の九

ノートルダム 国文学研究室古典叢書刊行会  
清心女子大学

振替 岡山・七二三  
(電話五二一一一五五内線四一九)

印刷所

姫路市別所町印刷団地

岸 本 印刷株式会社

# 正宗家藏「古今私秘叢」解題

赤羽 淑

## 一、書誌

本書はもと播州龍野藩主脇坂家の蔵書であつたが、昭和二十七年に故正宗敦夫氏の所蔵となつた。

体裁は、縦二十六・五センチ、横二十センチの袋綴一冊、表紙は楮斐交漉の洪引で、表紙左上に本文と同筆で「古今私秘叢」と外題がある。

本文用紙は楮斐交漉の薄様で、遊紙は前に一枚、後に三枚、墨付は本文百四十六丁、付録五丁、計百五十一丁で、第二紙表より始まり、第五百五十二紙裏で終わる。一面十三行、一行平均二十五字である。

## 二、著者および筆者

本書は奥書に、

此集於相園兼載 公法橋御坊永正五戊辰十月廿日始之。同十一月廿五日相伝之功畢。義理清濁悉所得訓説之聞

書也。

同六年己巳同七年庚午經於兩年切紙等不殘之蒙免許了。

春秋廿四

桑下僧

此聴書之一帖先年於講尺之席白地注付反胡表等者也。紙惡破損之間更凌老眼染禿筆了。為一身之龜鏡。堅可禁外見者哉。

天文四乙未年黃鐘中旬如意珠日

兼純叟

とあることによつて兼載の古今伝授を兼純が筆記したものであることがしられる。本書を兼純筆そのものと簡單には決めがたいが、時代が室町末期の書写であるので、一応伝兼純筆としておく。奥書にみえる桑下僧は兼純と推定するのがもっとも妥当であろうが、それによると、兼純は永正五年に古今の相伝を受け、同六年・七年の兩年に切紙等の免許を残らず受けている。兼載は永正七年六月六日に没しているから、死の年に至る最晩年の伝授であり、時に兼純二十四才であつた。この奥書はほとんど不明であつた兼載の最後の二、三年に照明を与え、また從來知られなかつた兼純の年令を明記するものとして注目に価する。すでに佐佐木信綱氏が、「兼載の門弟桑下叟が、万葉集中の歌百首に就きて、師説をしるせる、万葉集聞書一卷あり。その注釈やゝ精しく、歌の味ひを得たるものあり。また万葉集より百首を抄出せるものの始をなせり。」（『日本歌学史』一六七頁）とふれておられる桑下叟も兼純であることがこれによつて判明する。

兼純は一般に兼載の後継者として扱われている。兼純が筆録した『兼載雑談』の異本には、「弟子兼純所記也」とあるという（『日本歌学大系』第五卷解題）。『和歌文学大辞典』付録の系統図にも



となっている。没年までおこなわれた古今伝授の対象者であったことを記すこの奥書は、従来の定説をよりたしかに証明するものであろう。金子金治郎氏の『連歌師兼載伝考』には、兼純の出自や兼載とのつながりについてくわしい考証があるので引用しておこう。

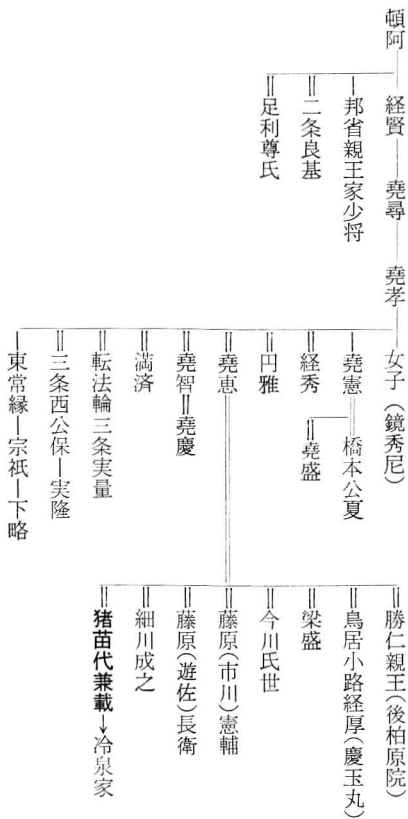
後継者の兼純が岩城に居住していたことは注目してよい。兼純については、詳しく記す場合でないが、兼載姪（伊達世臣家譜）、兼載従弟（本朝遷史）、兼載舍弟（顯伝明名録）、広幢息（同上）など諸説あって決し難い。血縁の者であったことは、まず確かであろうと思う。兼載の後継者であったことは、兼載雑談の奥書に「弟子兼純」と記し、連歌宗匠家系図（天満宮文庫滋岡本）が「兼載―兼純―長珊―宗悦―兼如」と記したところにも伺えるが、伊達世臣家譜は、「兼載無レ子、養レ姪為レ嗣、称三之兼純」、号三月喬齋、受三古今集伝于父兼載」と記し、養嗣子としたことも加えている。この兼純が岩城の人であったことは、実隆の再昌草に「兼純張行、宗碩草庵連歌、…兼純近日下国云々、奥州岩城の者也」（永正十六年二月十九日条）と記し下略（一六八頁）とある。これによって兼純は兼載の血縁のものであり、後継者となったこと、兼載から古今の伝を受けたことなどが明らかである。

兼載は文龜二年のころ岩城に滞在し、文龜三年以後永正年間にはたびたび郷里の会津に帰っているらしいが、金子氏によると、「晩年の兼載について確かなことは、永正六年五十八歳の秋下総古河に病氣治療中だということ」だけであって、それ以外に判明している事蹟はないようである。兼純のこの奥書は兼載晩年の乏しい資料に一頁を添えるものであるが、若き弟子に伝えるべきものをことごとく伝えて歌学者としての使命を全うし

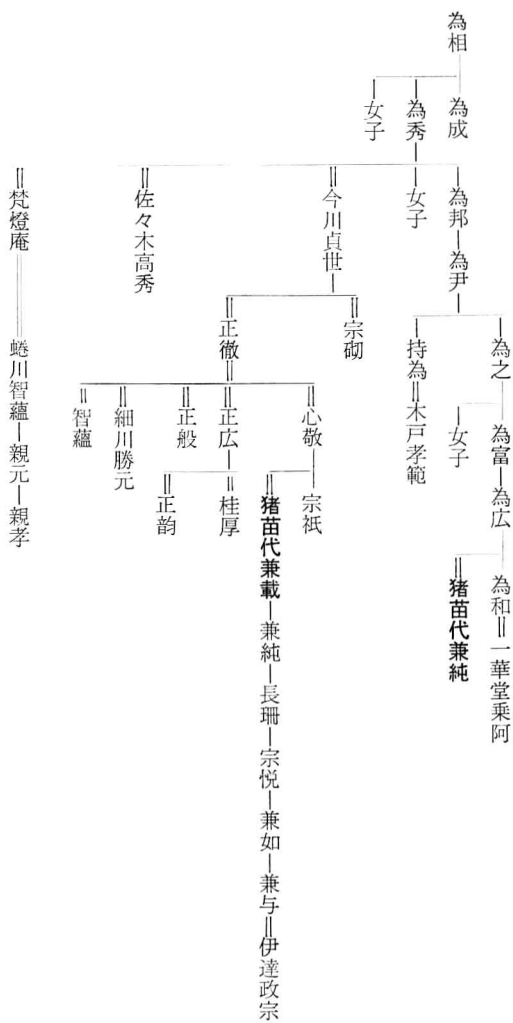
た兼載の最後をうかがうことができる。金子氏は、「臨終の兼載の傍には、もちろん従者ぐらいいはいたろうが、後継者の兼純などはどうであったか。」と一切を不明なこととしておられる。この奥書だけから割り出すことはできないが、『兼載雑談』を筆録し、万葉および古今の相伝を受けた兼純との師弟関係は短期間であるだけに充実もし、密接なものでもあったろう。宗祇の勢力に圧倒されて影の薄くなったかにみえる歌学の伝統は関東の片田舎で静かに師資相承され、今に残されているのである。

兼載は歌学の系統では堯恵の弟子であって二条派に属しているが、連歌師としては心敬の弟子で冷泉派である。いま、『和歌文学大辞典』の付録「歌人系統図」によって大略を示すとつぎのようになる。

#### 48、二条派系統図



49、冷泉派系統図



兼載は明応三年三月二十七日堯恵より古今伝授を受けた。『大日本史料』「京都御所東山御文庫記録」に兼載の起請文を載せている。

和歌二条家御門第契約狀之事、右陪御閑堂、從今日古今集承御訓說畢、誠是四條年頻令致懇望之謂也、然不蒙御免許之間、慥有人雖深入五入之紅、一句半言曾以不可相授之、若於此分猥令違失者、住吉、玉津嶋、

人鷹、別而聖廟、山王權現背冥慮、於歌道則可削其跡者也、

仍起請文之狀如件

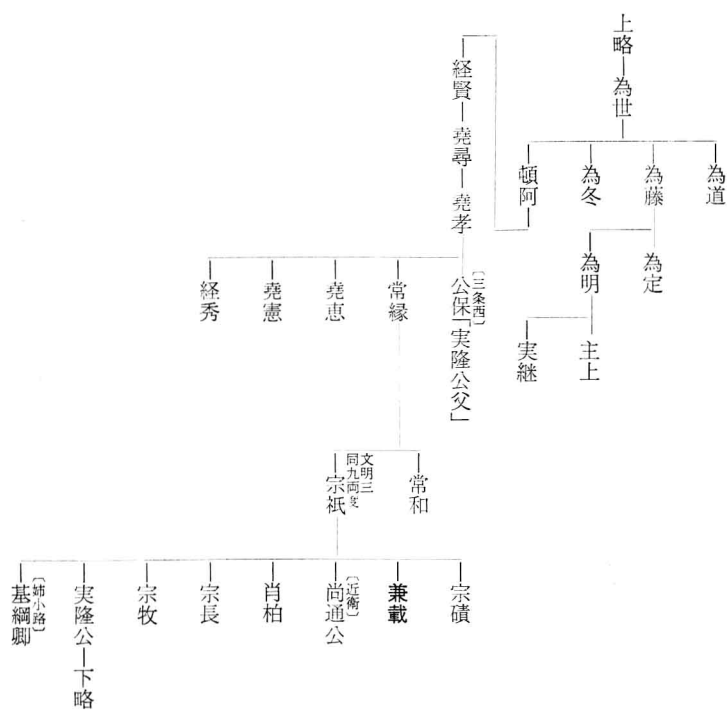
明応三年三月廿七日

法橋兼載 在判

進上 法印幸恵御坊

青侍御中

堯恵は堯孝の弟子で『古今声句相伝聞書』・『古今集聞書』などを延徳・明応頃に記している。明応三年に歌説を兼載に授け、ついで『愚問賢註』・『井蛙抄』をも伝授した。しかし、金子氏によると、堯恵の伝授は、「同じく頼阿の流れを汲み、等しく二条派歌学を伝えるとはいえ、東常縁から受け、宗祇によって整備された古今伝授の血脈正統ほどには権威づけられなかった」（前掲書一〇四頁）。また井上宗雄氏は、堯恵が「遂に歌壇の中心勢力は形成しえず、後には二条派の幹線から外れているようにみられて了う。これは文明末の京洛文化界で古典学者としての立ち上りが宗祇に遅れをとった事、また堯恵の学風が、声句相伝を第一義とし、宗祇の学風に比して可成りアカデミックの匂いが濃く、俗耳に入りにくかった事、等々が考えられよう。」（『中世歌壇史の研究 室町前期』三二三頁）といわれる。ともかく、堯恵から兼載へと受けつがれた歌学は社会的には恵まれなかったが、それだけに学風としてはアカデミックなものであったようである。ちなみに、横井金男氏の『古今伝授沿革史論』所載の「古今伝授血脈」をあげておこう。兼載は宗祇の弟子分になっており、古今伝授の血脈からはずれていることがわかるであろう。



本書の依拠した古今集の本文については、巻末の真名序に

冷泉家ニハ漢書ナシ。当伝ニハ有之。嫡流当家相承ノ貞応本ニハ漢序ヲ添、庶流冷泉家相承嘉禄本ニハ添ラレサル。

とあって、貞応二年本系統の二条家相伝本であることが知られる。貞応二年本の外見上の特色は、巻末に真名序があることと、假名序に「あさか山」の歌がないことであるが、本書はその特色を備えている。本書は二条家相伝本に拠りながら、つぎのように嘉禄本を参照している。

724 嘉禄本ニハ乱そめにしト有。乱ント思ハ貞応本也。用之。

242 定文嘉禄本 貞文貞応本

その他為家筆本・頼阿真筆本を参照して漢字の当て方を示し、かつ意味を考証したりしている。

95 花ノ影 為家目筆

607 事ニ出て 為家筆

711 事 為家筆。…こと葉ト云説他流也。

731 ふる日 為家筆。ふる人と書テ老人ナレハ涙もろなりと云説、不可用之。

801 頼阿真筆本ニ宗于朝臣ト真名ニ書リ。

以上のことから、本文の考勘においても、兼載は定家を基とし、為家・頼阿の筋を尊重していたことが知られるのである。

つぎに、貞応本のどの伝本に拠ったのであろうか。本書には作者その他に対して細字の注記があるが、岩波

古典文学大系の『古今和歌集』にも同様の注記が認められ、また『国歌大観』その他の本が「18み山には」・「19春日野の」が19・18の順になっている。このような共通の性格を有しているので、本書と大系本とは祖本を一つにするものであることがしられる。大系本は、梅沢彦太郎氏蔵、為世から淨弁に伝えられたという二条家相伝本を底本としているが、この本は西下経一氏の『古今集の伝本の研究』によると、数少ない貞応本の中で、頼阿以前の伝写の奥書を有するもので、昭和十八年に国宝になっている。奥書によると、為明は、「元亨四季九月中旬之比以家證本書写畢」とある。この本は為世から淨弁へ、淨弁から慶運へ、慶運から行運・基運へ伝授されていくのである。本書の本文はどの段階の伝本に拠ったか明らかではないが、歌の文句はほとんど異同がなく、わずかにつぎの五箇所が異なるだけである。

本書

大系本

- |      |          |            |
|------|----------|------------|
| 419  | 一たひに一たひ  | ひととせにひとたひ  |
| 548  | 秋のたのほの上  | あきのたのほのうへを |
| 696  | なにはたゝまく  | なにはおもはす    |
| 932  | 山田のいねを   | 山田のいねの     |
| 1106 | けふ人を思ふ心は | けふ人をこふる心は  |

本文の異同が少ないのに比して、人名などについての注記はやや相違が認められる。概して「聞書」の方が簡略で、大系本の系統の本にもとづきながらそれを要約して引用したといった観がある。年号や人名に二三

の少異があるのは写し違えとして片づけられるが、つぎの部分は全く逆になっているので見通すことができない。すなわち(966)の「みやちのきよき」について、「聞書」は「宮道清樹也。橘のきよきハ潔興也。」とあるが、大系本の方は「清樹橘也。宮道ハ潔興也。」と逆になっている。大系本の作者索引はこれによって、橘清樹(六五五)・宮道潔興(九六六)としているが「作者部類」には、「清樹。六位内膳。宮道イ潔興」とあって両者の区別についてはなお一考を要するようである。

#### 四、古今集研究史上の意義

##### (一)

この「聞書」は中世歌学の例に洩れず、定家を出発点としているので、定家説が圧倒的な力を有している。また家の意識が強く、家説や師説を尊重しているが、しかしそれを無条件に伝えるというのでなく、兼載自身の見識で取捨選択をおこなって引用しており、他家や他流の説も取るべきものは用いている。いわば、この類の伝書の中で、きわだって総合的・批判的な注釈書であるということができる。兼載は、古今伝授の正統血脈からそれ、社会には受けられなかったアカデミックな学風を守ったことについては先に述べたが、それでは以前の説がどのように受止められ、さらにどのような新しい説が付加されたであろうか。諸々の説に対する態度や兼載自身の評語などを検討することにより、歌学者であり、実作者でもあった兼載独自の立場を究明することもある程度可能ではなからうか。

兼載にとって絶対的な支配力をもつものは代々の家説である。それが誤りではないかと疑われる場合でも訂

正することは許されなかったようである。

75 そうくほうしー承均 均ハキンノ声、クハ均ノ字也。上代ニモ誤テくとよめるにや。代々ノ宗匠モ不被直之間くと可読。

というふう<sup>に</sup>に記している。しかし、家説を盲目的に信奉したり、疑問があつても曖昧に黙認したりはしない。主体的に究明し、納得した上で伝えようとする態度が看取される。他家の説の用捨についてもこれはいえることで、他家説だから斥けるというのではなく、説として用うべきでないから取らないといった書き方<sup>を</sup>している。面白い説は採用している。まず批判の鍵玉にあげられるのは六条家である。

184 木の間よりもりくる月の――六条家ニ落くるといへる説ヲ混合セシトテ黄門朱点ヲカケ給へり。<sup>清編</sup>

191 白雲にはねうちかはし―影サへ清輔説。数ヲ可用心ニテ朱点ヲ加給へり。

というように、六条家説には紛れるのさえ嫌っている。顕昭の説は、やや丁寧な取上げ方<sup>を</sup>しているが、採用してはいない。

652 ねすりを二人寐テアセナトニテヒタシタル寢摺也ト云。顕昭説ナリ。不可用之。

669 うみへたにハ只海辺也。…然ニ顕昭説ニへたに也。ヘタトハハタノ事也。…定家卿云、此説モ僻事にハあらね共、只海辺ノ義ヲ可用云々。

1008 まひなしに 顕昭説いひなしト云リ。是ヲモ用侍レ共当家ニハ不用之。定家卿説ニハまいないノ事也。というように、間違つてはいないが定家説とは違うから用いないとも言っている。

ここにいる当家とはどのあたりをとくに意識しているのかは、あとで問題にするが、定家の筋という自覚は強く、その父の俊成に対しては先駆者としての位置を与え、俊成が創始した説を尊重している。

1097 俊成卿中山と始而読給へリト云々。

283 此ならのみかとハ文武天皇ノ御事也。万葉ニハ聖武・文武・平城何モ奈良帝ト書リ。可有分別事也。

此歌俊成卿、聖武天皇ト被勘之。定家卿是ヲ大ニ悲嘆セラル。仍文武天皇ト被注之也。

135 夏ノ巻頭ニいかて藤ノ歌ヲ入ト兼宗卿、俊成卿ニ問之。答云、藤ハ夏迄開花ナレハ也。無別義云々。

定家に言及した箇所はもっとも多く、二十数首に及んでいる。『僻案抄』に見える歌は、「委僻案抄ニ見ユ。」というように説明をそれに譲っている。大体において定家説の妥当性を強調し、その偉大さを力説している。

284 家隆卿、此歌嵐吹らしとよむへきヲト云リ。浅智不覚ノ由定家卿被難之。家隆ハ此難ニ依テ人丸ノ罰ヲ蒙テ無子孫ト云伝タリ。

619 源氏ニよるヘノ水ヲ賀茂社ニ瓶ニ入ル水ト云説、定家卿破レ之給ヘリ。

623 惣而仮名ヲ転々シテ書違テ異説ヲ付ル事、黄門悲ミ給也。

その外、定家が此歌を取って詠んだ(66)とか、後鳥羽院が袖と袂と読分けた證歌を問われた時、此歌を勅答した(243)などのエピソードも伝えている。注目すべきは、「秘説也。定家卿説也。」(148)と秘説と定家説を同格に扱っていることであろう。中世以前の説は、「古注」(412・554)・「中古の説」(797)・「古人」(417)というように引用され、同時代におこなわれた説に対しては、漠然と「他家」・「他流」(823・376・711)・「有

説」(874)「一説」(951)と記し、また、冷泉家・明日香井家・東家などと明記して紹介している。当家とか家説という意識は、主として冷泉・明日香井・東家などに対しているようである。

17 冷泉家ニ春日野ニむさし塚ト云塚有ト云々。当家ニハ不用之。

495 冷泉家説ニハ時平公ニ妻ヲとられてよめると也。：此説モヨシ。

803 ウシトカハ憂心迄也。牛ノ字ノ心ニ云、冷泉流ナリ。不用之。

39 明日香井家ニハくらふ山、国ヲ未勘云々。

259 是モ面白説也。(飛鳥井家説)

320 飛鳥井流ニハ粉川ト云リ。家説ニハ不用也。

874 是ハ女藏人ナルヘシト飛説也。用之。

990 飛鳥井説モ同之。

544 東家説ニハ：是ハカサリタル説也。

625 東家説モ家説ニ同之。

というように、他家の説は同じような引用のされ方をしており、とくに排他的な態度はみられない。その他、

1037 招月流ニちかふ心ニ云ルハ謬説也。

115 紹永カ説堯孝流、

54 木戸殿説トテ宗祇云、

267 柏木大納言殿云、当時読出タリトモ面白キ歌也。

などの個人の説も紹介されていて、広範に亘っている。

歌学の流派や家説に対してはどのような意識をもっていたであろうか。「拾子 アマネイコ当流・普通也。家説ニハタ、コト読。」(107)というように、当流と家説は区別されている。当流または当伝は流派や系統を意味し、家説はそれよりも狭い意味に用いられているようである。しかし、家説の意識がもっとも強く、当家・他家説・家流などと似たようなニュアンスをもって二十箇所近くあらわれている。家説は前にもふれたように特定の家に対して意識されることが多いが、一説・有説などに対して漠然といわれる場合もあり、(54)のように宗祇に対していう場合もある。また「まひなしに 頸昭説いひなしト云リ。是ヲモ用侍レ共当家ニハ不用之。」(1008)と、頸昭説を採用する家に対して意識されることもある。他家の説については「不用之」という場合もあるが、両説を肯定的に引いて家説はこうであるとか、家説はこうであるが他説も面白いというように、家に拘束されない自由な姿勢もみられる。諸説がある場合には自身の見解を示している。

84 シツ心ナクハみる人の心歎花の心歎トいへり。師説ニ決定しかたしと云々。但只花ノ心ナルヘシ。

この場合の師説は堯恵の説であろうか。「只花ノ心ナルヘシ。」は兼載の判断であろう。他にも従来の説をあげて、「私云、此説モ不詳。」(702)、「私云、此義不審也。」(406)などという場合の私も兼載自身のことであろう。